

千代田区公共の場所における

平成26年
4月1日
施行

客引き行為等の 防止に関する条例

「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」がスタート!

千代田区内全域で以下の行為を**禁止**します

客引き

勧誘
(スカウト)

客待ち

客引き行為等防止重点地区を指定し、地域主体の活動を推進

- 地域・所轄警察署・区が協議を行い「客引き行為等防止重点地区」を定めます。



- 「客引き行為等防止重点地区」では、
 - ▶ 「地域ルール」に基づいた活動を行います。
 - ▶ 「推進団体」を中心に活動を行います。
- ▶ 「中止指導」のほか、条例禁止事項が守られない場合、「改善命令」や「事実公表」の対象となります。

千代田区公共の場所における 客引き行為等の防止に関する条例

千代田区内全域で以下の行為を禁止します。

客引き行為 ～すべての業種が対象です～



- 通行人等の中から、自らの客になるよう、特定の個人を対象に声をかけることは禁止です。



- 児童(18歳未満の者)の健全育成の観点から、金品等の対価を伴う異性交際などの健全育成上支障となるような行為に関する客引きは禁止です。

勧誘(スカウト)行為

- 「ファッションヘルス」「キャバクラ」等での接待業務への勧誘行為は禁止です。
- 「アダルトビデオ」の出演や「ポルノ画像」の被写体となるような勧誘行為は禁止です。



客待ち行為



- 「客引き」や「勧誘(スカウト)」行為をする目的で、客になる人を待つ行為は禁止です。
- 「うろつき」、「たたずみ」、「たむろ」等を行い、客になる人を待つ行為は禁止です。

千代田区環境安全部安全生活課

麴町警察署・丸の内警察署・神田警察署・万世橋警察署

条文などの詳細は、千代田区ホームページをご覧ください。

☎ 03-5211-4251 URL <http://www.city.chiyoda.lg.jp>

客引き

検索

